

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
に当たるときは、
の翌日)

目 次

◇選管告示

- 鳥取県知事選挙の実施
- 鳥取県知事選挙における選挙長等の選任
- 鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所
- 鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画
- 鳥取県知事選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等
- 鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式
- 鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印
- 鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等
- 鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等
- 鳥取県知事選挙における選挙会の場所等
- 鳥取県知事選挙において候補者一人につき選挙運動に關して支出できる金額
- 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律(昭和五十七年法律第九十四号)第一条第三項の規定に基づき、鳥取県知事の退職申立てによる選挙を昭和五十八年四月十日に行うので、同法第二条第一号の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 選挙長 岩美郡岩美町大字池谷五九番地 田中梅蔵
- 二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地一 江端康二

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 立会演説会の方法
班別編成の方法による。
- 二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

日	時	開催市	会 場
三月二十一日	午後一時三十分	鳥取市	鳥取県立社会教育センター
三月二十二日	午後七時	智頭町	智頭町総合センター
三月二十三日	午後一時三十分	郡家町	郡家町中央公民館
三月二十四日	午後七時	岩美町	岩美町中央公民館
三月二十六日	午後一時三十分	気高町	気高町町民体育館
三月二十七日	午後一時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター
三月二十八日	午後七時	倉吉市	倉吉福祉会館
三月二十九日	午後七時	東伯町	東伯町農村環境改善センター
三月三十日	午後七時	名和町	名和町公民館
四月一日	午後七時	境港市	境港市民会館
四月二日	午後七時	米子市	米子市公会堂

四月三日	日	午後七時	日野町	日野町山村開発センタ
四月四日	月	午後一時三十分	西伯町	プラザ西伯

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び一回の立会演説会において演説することのできる時間

候補者の数 四人以内

演説の時間 一人につき三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年三月十七日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

裏
折目

候 補 者 氏 名 <small>こうほしやうしめい</small>	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしやうしめいは、らんないにひとりかくこと。</small> ○注 意 <small>ちゅうい</small> 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 <small>こうほしやうでない者のしめいは、かかないこと。</small>
---------------------------------------	---

表
折目

昭和五十八年執行 鳥 取 県 知 事 選 挙 投 票 <small>しやうわごじゅうはちねんしぎん とうりくけんちしやうせんきやうていひょう</small>	鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 <small>とうりくけん せんきやうかんり くいんかいいん</small>
--	---

裏

--

表

昭和五十八年執行 鳥 取 県 知 事 選 挙 投 票 <small>しやうわごじゅうはちねんしぎん とうりくけんちしやうせんきやうていひょう</small>	鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 <small>とうりくけん せんきやうかんり くいんかいいん</small>
--	---

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十八年三月十八日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第四項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三

十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十八年三月十九日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県庁

二 日時 昭和五十八年四月十三日 午前十時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定により候補者一人につき選挙運

動に關して支出することができる金額は、一千四百六十八万八千一百円であるので、同法第九十六條の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和五十八年三月十五日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、九四一
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四九、〇〇二
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、二七三
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三〇、九八〇
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一一、四六七

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、九〇〇
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八九八
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六一六
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇一九
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、六三〇
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、二五五
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九六六

鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十六日

鳥取県知事選挙選挙長 田 中 梅 蔵

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分